

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) 交付規程

令和6年3月8日 輸技協事第5-16号

(通則)

第1条 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) 交付要綱（令和6年2月16日 環水大モ発第240216号。以下「交付要綱」という。）及び商用車の電動化促進事業（タクシー・バス) 実施要領（令和6年2月16日 環水大モ発第240216号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 JATAは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表の第2欄においてJATAが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- 二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費に第3欄の補助率を乗じた値とする。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、交付の対象となる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員10人以下の車両（以下「タクシー等車両」という。）、乗車定員11人以上の車両（以下「バス車両」という。）については、導入対象車両の事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産されたものに限る。ただし、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO₂排出量が20万t以上の者（以下「多排出者」という。）については、原則、令和6年3月31日までに以下の取組の実施について表明することとする（令和6年3月31日までに表明することが困難であるが、同日時点で表明する意思を環境省に示した多排出者については、令和6年6月30日までの表明も認める。）。

ア 以下（i）～（iii）のCO₂排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができる。

（i） 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表すること。

（注） 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii） （i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

（iii） 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。

イ 当該生産品に関し、自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

また、JATAは、大臣から指示があった場合は、交付の対象となったタクシー

等車両及びバス車両の生産者に対し上記ア～ウに関する報告を求め、これを大臣に報告すること。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書（既に購入済みである場合には様式第1の2による補助金交付申請書兼完了実績報告書）をJATAに提出しなければならない。

なお、別紙1の2に規定する申請者のうち、多排出者については、交付申請日又は令和6年6月30日のうちいずれか遅い日までに、様式第1（その3の2）によるCO2排出削減のための取組の実施に係る表明書をJATAに提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該申請に係る事業により導入する別紙1の1の各号に規定する車両（以下「補助対象車両」という。）を既に購入済みである場合で、当該補助対象車両に抵当権を設定しようとする場合は、様式第1の3によりJATAの承認を受けなければならない。
- 3 申請者は、様式第1（その3の1）に記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）で交付申請時ににおいて補助対象車両を購入前であった者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をJATAに提出しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第7条 JATAは、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、以下の各号に該当し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。ただし、第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであって、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合は、JATAは当該申請書及び報告書の内容の審査及び必

要に応じて現地調査を行い、以下の各号に該当し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第3の2による補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

- 一 申請者が反社会的勢力及びこれに準ずるものとして様式第1（その3の1）の誓約事項に該当しないこと
- 二 申請に係る事業について他の法令及び予算に基づく国の補助金の交付を受けていないこと、またはその予定がないこと
- 2 第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまで（第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであった場合にあっては、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまで）に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 JATAは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をJATAに提出し、その承認を受けなければならぬ。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書をJATAに提出して承認を受けなければならぬ。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をJATAに提出して、その指示を受けなければならぬ。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、JATAの要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書をJATAに提出しなければならぬ。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくJATAに報告しなければな

らない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十一号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、JATAの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 JATAは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業者は、補助事業により取得した車両（以下「取得財産」という。）については、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十一 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、JATAの承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、JATAが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十二 補助事業者は、取得財産について、自社又は資本関係のある会社から調達した場合は、JATAに報告しなければならない。

十三 補助事業者は、十一号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度への登録を行ってはならない。

十四 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合にはJATAが別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十五 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、

必要な情報を提供しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をJATAの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 3 JATAが第7条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がJATAに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、JATAは次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がJATAに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 JATAは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 JATAは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、JATAが行う弁済の効力は、JATAが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってJATAに交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 JATAは、第8条第1項第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者

に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者（第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条及び次条において同じ）は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月11日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書をJATAに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第11による年度終了実績報告書をJATAに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 JATAは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 JATAは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合）であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内でJATAの定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条（第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車両を導入済みであった場合は第7条第1項ただし書き）の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算払請求書をJATAに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 JATAは、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくJATAの指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 JATAは、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（事業報告書の提出）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及びその他の二酸化炭素排出削減効果に関する情報について、別途示す様式により大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

第16条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第1項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第1項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第1項第六号の規定に基づく状況報告、第8条第1項第十一号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第14条に基づく事故の報告、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

- 2 JATAは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 JATA、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行うことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又はJATAが定める方法で手続きを行うことができる。

(暴力団排除及び重複交付の制限に伴う情報提供)

第17条 申請者又は補助事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、JATAは本事業を通じ申請者又は補助事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

2 本事業に係る補助金と他の国の補助金との重複交付を避けるため、JATAは、補助対象車両に関する情報を国に提供することができる。

(秘密の保持)

第18条 JATAは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってJATAに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、JATAが別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年3月8日から施行する。

別表

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 補助率
商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）	本補助金対象のタクシー等車両に係る電気自動車 ^(注1) の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第2欄に掲げる経費の1／4をベースに、JATAが必要と認めた額
	本補助金対象のタクシー等車両に係るプラグインハイブリッド自動車 ^(注1) の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第2欄に掲げる経費の1／5をベースに、JATAが必要と認めた額
	本補助金対象のタクシー等車両に係る燃料電池自動車 ^(注1) の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	第2欄に掲げる経費の1／3をベースに、JATAが必要と認めた額
	本補助金対象のバス車両 ^(注2) に係る電気自動車の導入に必要な経費でJATAが承認した経費 ^(注6)	第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第3欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の2／3をベースに、補助事業者が必要と認めた額
	本補助金対象のバス車両 ^(注2) に係るプラグインハイブリッド自動車の導入に必要な経費でJATAが承認した経費 ^(注6)	第2欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車の価格 ^(注3) と第3欄に掲げる経費との差額 ^(注4) の2／3をベースに、補助事業者が必要と認めた額
	本補助金対象のバス車両 ^(注2) に係る燃料電池自動車の導入に必要な経費でJATAが承認した経費 ^(注6)	第2欄に掲げる経費の1／2をベースに、JATAが必要と認めた額
	充電設備 ^(注1) の導入に必要な経費でJATAが承認した経費	補助率別紙1の1—3を参照すること

(注1) 別紙1の1の要件に該当するもの又は実施要領別表第1(注2)(注5)による車両製造事業者からの以下各号に係る報告の情報（以下「事前登録情報」という。）について、実施要領第3(6)①により作成する審査基準に基づく審査のうえ公表された事前登録情報における型式に該当するものとする。

- ① 車両の型式
- ② 動力構造（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の区別
- ③ 車両価格及び同等規模自動車の車両価格（いずれの価格も税抜価格とする。）

(注2) バス車両をベース車両とした架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

- (注3) 第3欄の導入車両と同規模・同等仕様であり、かつ車両登録時点で最新の燃費基準に適合したガソリン又はディーゼル自動車（以下「標準車両」という。）の価格については、車両製造事業者からの報告において把握された車両価格とする。
- (注4) 標準車両の価格と第3欄に掲げる経費との差額は、原則、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて算定するものとする。
- (注5) 電気自動車用充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備に限るものとする。
- (注6) バス車両の改造については車両を改造した場合の補助金額は、改造費用（材料費及び労務費等）の2／3。なお、開発費用等（デザイン料、テスト費用）を除く。

別紙1（第3条及び第5条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本事業は、事業者が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車であつて一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されている、タクシー等車両、バス車両並びに充電設備等を導入する事業を対象とする。

- (1) 電気自動車（B E V）
- (2) プラグインハイブリッド自動車（P H E V）
- (3) 燃料電池自動車（F C V）
- (4) 充電設備
 - (イ)充電機器
 - (ロ)受電設備
 - (ハ)V 2 H・外部給電器

1-2 充電設備の要件

- (1)本事業においてタクシー等車両及びバス車両に導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること
- (2)設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置することである。
- (3)充電設備のメーカー名及び型式等は経済産業省の「充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器であること。

1-3 充電設備の要件（基準額）

- (1)充電設備の補助基準額の算定は、充電設備の販売者等が定めた機器の定価のうち、J A T Aが必要と認めた範囲内の額に1/2または1/3を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て）、また充電設備の工事については充電設備工事事業者の見積額（実施要領別表第1第3欄に記載の経費に準じた費用が積算されていること。）で、J A T Aが必要と認めた範囲内の額とする。なお、導入される充電設備は、導入車両の充電を行うための設置位置、導入口数、出力電力等設備が合理的で、充電口数は本補助金で一体的に導入される車両数を上回らず同数以下であること。

- (2)設備工事費に係る補助対象経費は、下表のとおりとする。

1.急速充電

急速充電	
補助率	機器補助率：1/2 工事補助率 10/10（上限あり）

2.普通充電

普通充電			
対象設備	ケーブル付き充電設備	コンセントスタンド	コンセント
	6 k w/3 k w・4 k w	—	—
補助率	機器補助率：1/2		

	工事補助率 10/10（上限あり）
--	-------------------

3. V2H・外部給電機

V2H・外部給電機		
対象設備	V2H充放電設備	外部給電機
補助率	設備補助率：1/2	設備補助率：1/3
	工事補助率：1/1（上限あり）	

4. 高圧受電設備・設置工事費

高圧受電設備・設置工事費	
補助率	10/10（上限あり）

1-4 工事費（本工事費、附帯工事費）、設備費、業務費及び事務費で補助事業者が承認した経費の積算については下記を参照すること。

(1) 本工事費

(i) 直接工事費

(a) 材料費

事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし根拠となる資料を添付すること。

(b) 労務費

本工事に直接必要な人件費の根拠となる資料を添付すること。

(c) 直接経費

事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。

① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用

② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）

③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く））

(d) 間接工事費

① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用

② 準備、後片付け整地等に要する費用

③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用

④ 技術管理に要する費用

⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

(e) 現場管理費

請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用。

(f) 一般管理費

請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費。

(g) 付帯工事費

本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。

(ハ) 機械器具費

事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。

(ニ) 測量及試験費

事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

(2) 設備費

(イ) 設備費

事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

(3) 業務費

(イ) 業務費

事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

(4) 事務費

(イ) 事務費

事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）

(a) 社会保険料

(イ) 社会保険料

事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。

(b) 賃金（報酬・給料・職員手当）

この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付

(c) 諸謝金

この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。

(d) 旅費

この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価回数及び金額がわかる資料を添付すること。

(e) 需用費

(イ) 印刷製本費

この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。

(f) 役務費

(i) 通信運搬費

この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費

(g) 委託料

必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。

(h) 使用料及 貸借料

事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

(i) 消耗品費 備品購入

事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

2 换助金の交付を申請できる者

本事業について、換助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者とする。

- ① タクシー等車両を事業の用に供する者
- ② タクシー等車両の貸渡し（リース）を業とする者（①、③及び⑦に貸し渡す者に限る。）
- ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
- ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者
- ⑤ バス車両を事業の用に供する者
- ⑥ バス車両の貸渡し（リース）を業とする者（⑤及び⑦に貸し渡す者に限る。）
- ⑦ 地方公共団体
- ⑧ その他大臣の承認を得て換助事業者が適当と認める者

なお、⑦を除く者のうち、多排出者については、交付申請日又は令和 6 年 6 月 30 日のうちいずれか遅い日までに、以下（i）及び（ii）の CO₂ 排出削減のための取組の実施について表明する者に限る。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。

取組についての表明は、様式第 1（その 3 の 2）で行うこと。

- (i) 令和 7 年度及び令和 12 年度の国内における Scope 1（事業者自ら排出）・Scope 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する CO₂ 排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和 6 年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

3 維持管理

補助事業者は、補助事業により導入した補助対象車両を、第8条第1項第十号及び第十一号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量の状況を把握し、この規程及びJATAの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第 1	交付申請書（第 5 条関係）
様式第 1 の 2	交付申請書兼完了実績報告書（第 5 条関係）
様式第 1 (その 2 の 1)	商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）
様式第 1 (その 2 の 2)	商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（充電設備）
様式第 1 の 3	財産処分承認申請書（第 5 条及び第 8 条関係）
様式第 1 の 3 (その 2)	財産処分承認申請書
様式第 1 (その 3 の 1)	誓約書
様式第 1 (その 3 の 2)	表明書
様式第 1 (その 4 の 1)	非化石エネルギー自動車の導入計画（タクシー）
様式第 1 (その 4 の 2)	非化石エネルギー自動車の導入計画（バス）
様式第 2	変更交付申請書（第 6 条関係）
様式第 3	交付決定通知書（第 7 条関係）
様式第 3 の 2	交付決定通知書兼交付額確定通知書（第 7 条関係）
様式第 4	変更交付決定通知書（第 7 条関係）
様式第 5	計画変更承認申請書（第 8 条関係）
様式第 6	中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）
様式第 7	遅延報告書（第 8 条関係）
様式第 8	遂行状況報告書（第 8 条関係）
様式第 9	取得財産等管理台帳（第 8 条関係）
様式第 10	完了実績報告書（第 11 条関係）
様式第 10 (その 2 の 1)	商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（車両）
様式第 10 (その 2 の 2)	商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（充電設備）
様式第 11	年度終了実績報告書（第 11 条関係）
様式第 11 (その 2)	経費所要額実績
様式第 12	交付額確定通知書（第 12 条関係）
様式第 13	精算払請求書（第 13 条関係）
様式第 14	事業報告書（第 15 条関係）

様式第1（第5条関係）

第
令和 年 月 号
日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付申請書

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)及び(その2の2)のとおり
2-1 補助対象経費^{注3} 金 円
2-2 補助対象経費^{注3} 金 円
3-1 補助金交付申請額^{注3} 金 円
3-2 補助金交付申請額^{注3} 金 円
4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日～令和 年 月 日
5 補助対象車両及び用途(該当する欄に○あるいは△を付す。^{注4})

タクシー等車両		バス車両	
電気自動車		電気自動車	
プラグインハイブリッド自動車		プラグインハイブリッド自動車	
燃料電池自動車		燃料電池自動車	

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス	@

7 添付資料 交付規程別紙2の1に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 様式第1（その2の1）及び（その2の2）に記載されている台数分の合計額を記載すること。

注4 申請者が自動車リース業者である場合は、本申請に係る補助対象車両の貸渡先事業者における当該補助対象車両の用途について該当する欄に△を記入すること。

様式第1の2（第5条関係）

第
令和 年 月 号
日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

申請者^{注1} 住所
氏名又は名称
代表者役職・氏名
()

) 注2

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付申請書兼完了実績報告書

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従いました。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)のとおり
2 補助対象経費^{注3} 金 円
3 補助金交付申請額^{注3} 金 円
4 補助対象車両及び用途(以下の表において、該当する欄に○あるいは△を付す。^{注4})

タクシー等車両		バス車両	
電気自動車		電気自動車	
プラグインハイブリッド自動車		プラグインハイブリッド自動車	
燃料電池自動車		燃料電池自動車	

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 <input type="text"/> -	
	電話番号	
	Eメールアドレス	@

6 添付資料 交付規程別紙2の2に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 様式第1(その2の1)に記載されている台数分の合計額を記載すること。

注4 申請者が自動車リース業者である場合は、本申請に係る補助対象車両の貸渡先事業者における当該補助対象車両の用途について該当する欄に△を記入すること。

様式第1（その2の1）

商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）

リースを利用する場合等の補助対象車両使用者 (貸渡し先等)	氏名又は名称 住所：
補助対象車両 *該当する区分に○ を付す。	登録番号（車両登録済の場合） 車台番号（車両登録済の場合） 車名 ^{注1} ： 通称名 ^{注1} ： 型式 ^{注1} ： 車両の種類* ^{注5} ： BEV PHEV FCV 区分*： タクシー バス 台数 ^{注2} 台 抵当権の有無*： 有 無 本事業（補助対象車両の導入）に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無*： 有 無
所要経費	金額
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） ^{注3}	円
(2) 寄付金、補助金その他の収入	円
(3) 補助対象経費支出予定額 ((1)-(2))	円
(4) 基準額 ^{注4}	円
(5) 補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）	円
(6) 補助金交付申請額 ((5) ×台数)	円

注1 交付規程別表注1に規定する車両情報に記載されている車名、通称名及び型式であること。

注2 車名、型式及び車両の種類が同じ車両の申請台数を記載する

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。また、バス（電気自動車）の改造にあっては、補助対象となる動力構造の変更に係る改造費（材料費及び労務費）を記載すること。

注4 基準額については補助対象車両一覧にて確認すること。また、バス（電気自動車）の改造については、(1)欄の額に2/3を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）を記載する。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表1第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。

注5 BEVは電気自動車、PHEVはプラグインハイブリッド自動車、FCVは燃料電池自動車とする。

様式第1(その2の2)

商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)事業実施計画書(充電設備等)

充電設備	メーカー名 ^{注1} :			
	型 式 ^{注1} :			
	製造番号 ^{注1} :			
	出力電力 ^{注1} : 台 数:	kW	(口数: 台)	口)
対象機器 ^{注2} :		急速充電	普通充電	V2H・外部給電器
		急速充電	普通充電	V2H・外部給電器
		急速充電	普通充電	V2H・外部給電器
所要経費	金額			
(1)-1 補助対象経費 (充電機器・1台あたり) ^{注3}	急速充電	円		
	普通充電	円		
	V2H・外部給電器	円		
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入		円		
(3)-1 補助対象経費支出予定額((1)-1)-(2)-1)		円		
(4)-1 機器上限額 ^{注4}		円		
(5)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-1 と(4)-1 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円		
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器((5)-1×台数)		円		
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円		
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入		円		
(3)-2 補助対象経費支出予定額((1)-2)-(2)-2)		円		
(4)-2 工事費上限額 ^{注4}		円		
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円		
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2と同額を記載すること)		円		
(7) 補助金交付申請額・充電設備、工事費((6)-1)+(6)-2)		円		

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙1の1-3により算定した額とする。ただし、(4)-1については補助対象充電設備一覧の上限額を記載。また、(4)-2については公募要領4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額を記載。

＊ 充電設備の種類が変わるのは、種類ごとに用紙を分けて記載すること。また、高圧受電設備の記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載すること。

様式第1の3（第5条及び第8条関係）

第
号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() 注1

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）)により取得する
補助対象車両に係る財産処分()注2について

標記について、令和5年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程第5条第2項及び第8条第1項十一号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（改正平成30年6月1日付環境省発第1806015号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の3（その2）のとおりの処分について承認を求める。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注2 括弧内には転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊し又は廃棄、抵当権の設定のいずれかを記載すること。

様式第1の3（その2）

1 処分の種類（転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定）

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名（車両の所有者）			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所（車両の使用者）		
車種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A-B)
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日

注 処分制限期間（A）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

誓 約 書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者職・氏名

〔国の補助金に関する事項〕

本申請において申請する補助対象車両の導入について、本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国からの補助金の交付について申請しません。

〔暴力団排除に関する事項〕（申請者が地方自治体である場合を除く。）

私（申請者が法人である場合は申請法人）は、補助金の交付を申請するに当たり、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記事項について誓約します。この誓約が虚偽で有り、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。かつ、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 私の法人の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

令和 年 月 日

表 明 書

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

会長 内藤政彦 殿

報告者 住所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

[車両の交付申請に係る表明]

以下のCO₂排出削減のための取組の実施について表明いたします。※1

以下の(1)又は(2)の取組を実施します。

- (1) GXリーグへの参画
- (2) 以下の①及び②の取組
 - ① 国内でのScope1・2に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表※2
 - ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表

※1 表明の際は、“□”にレ点を入れること。

※2 令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。なお、第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

様式第1（その4の1）

非化石エネルギー自動車の導入計画（タクシー）

申請者 氏名又は名称：

代表者の役職・氏名：

（

）注

保有台数		実績								
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
電気自動車（B E V）	A									
プラグインハイブリッド自動車（P H E V）	B									
燃料電池自動車（F C V）	C									
非化石エネルギー自動車合計	D=A+B+C									
保有車両合計	E									
ハイブリッド自動車（H V）	F									
電動自動車割合（参考）	D+F/E									
非化石エネルギー自動車割合	D/E									
非化石エネルギーへの転換の定量目標 2030年度におけるタクシーの非化石エネルギー自動車の使用割合が8%以上								判定		

注：所有者（申請者）と使用者（貸渡し先等）が違う場合に記載すること

※本様式は使用者の導入計画であること

様式第1（その4の2）

非化石エネルギー自動車の導入計画（バス）

申請者 氏名又は名称：

代表者の役職・氏名：

（

）注

保有台数		実績								
			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
電気自動車（BEV）	A									
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	B									
燃料電池自動車（FCV）	C									
非化石エネルギー自動車合計	D=A+B+C									
保有車両合計	E									
ハイブリッド自動車（HV）	F									
電動自動車割合（参考）	D+F/E									
非化石エネルギー自動車割合	D/E									
非化石エネルギーへの転換の定量目標 2030年度におけるバスの非化石エネルギー自動車の使用割合が5%以上								判定		

注：所有者（申請者）と使用者（貸渡し先等）が違う場合に記載すること

※本様式は使用者の導入計画であること

様式第2（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

申請者^{注1} 住所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))を下記のとおり変更したいので、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(以下「交付規程」という。) 第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額^{注3}

2 変更内容

3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	
	電話番号	
	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス	@

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 申請者と使用者が違う場合(貸渡し先等)に記載すること。

注3 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載すること。

注4 添付書類は、様式第1(その2)のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付決定通知書

補助事業者

（

注

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））については、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和6年3月8日輸技協事第5-16号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 内藤政彦

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請のとおりである。

2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費(導入車両)	金	円
補助対象経費(充電設備)	金	円
交付決定額(導入車両)	金	円
交付決定額(充電設備)	金	円

3 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和6年2月16日 環水大モ発第2402166号、商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和6年2月16日環水大自発第2402166号）及び交付規程に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所	〒 -
	電話番号	
	Eメールアドレス	@

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者

（

注

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請兼実績報告のあった脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））については、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和6年3月8日輸技協事第5-16号。以下「交付規程」という。）第7条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 内藤政彦

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号
 交付申請兼完了実績報告書のとおりである。

2 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。

(登録番号： 車台番号：)

補助対象経費(導入車両)	金	円
交付決定額 (導入車両)	金	円
確定額 (導入車両)	金	円

3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和6年2月16日 環水大モ発第2406166号、商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和6年2月16日環水大モ発第2406166号）及び交付規程に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））変更交付決定通知書

補助事業者

（

注

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））については、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和6年3月8日輸技協事第5-16号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号
 変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

(導入車両)

変更前補助対象経費 円	変更前補助金の額 円	変更後補助対象経費 円	変更後補助金の額 円	増減額 円	増減額 円	円
変更前補助対象経費 円	変更前補助金の額 円	変更後補助対象経費 円	変更後補助金の額 円	増減額 円	増減額 円	円
増減額 円	増減額 円	増減額 円	増減額 円	増減額 円	増減額 円	円
(充電設備)						
変更前補助対象経費 円	変更前補助金の額 円	変更後補助対象経費 円	変更後補助金の額 円	増減額 円	増減額 円	円
変更後補助対象経費 円	変更後補助金の額 円	増減額 円	増減額 円			円
増減額 円	増減額 円					円

3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱（令和6年2月16日 環水大モ発第2402166号、商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（令和6年2月16日環水大モ発第2402166号）及び交付規程に従わなければならない。

4 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

5 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス	@
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス	@

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

様式第5（第8条関係）

第
号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
()) ^{注2}

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))の計画を下記のとおり変更したいので、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(以下「交付規程」という。) 第8条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 変更内容^{注3}

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 申請者と使用者が違う場合(貸渡し先等)に記載すること。

注3 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1(その2)のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第6（第8条関係）

第
号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程
(以下「交付規程」という。) 第8条第1項第四号の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容^{注3}
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 申請者と使用者が違う場合(貸渡し先等)に記載すること。

注3 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1(その2)を使用して記載することとし、交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

第
号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) 遅延報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) の遅延について、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) 交付規程（以下「交付規程」という。）
程第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定期日 ^{注2}
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

第
号
令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
()

) 注2

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))の遂行状況について、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(以下「交付規程」という。) 第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象車両 (車両の種類、製造者名、車名、 型式)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂行状況
計			
2. 電気自動車用充電設備 (充電設備の製造者名、型式等)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂行状況
計			

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合(貸渡し先等)に記載すること。

様式第9（第8条関係）

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））

取得財産等管理台帳（令和5年度）

財産名 ^{注1} (車名及び登録番号)	型式	金額 (円)	取得年月日 ^{注2}	耐用年数 ^{注3}	保管場所

注1 対象となる取得財産等は、商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）により取得した車両及び充電設備とする。

注2 取得年月日は、自動車にあっては自動車検査証における初度登録年月日を、充電設備にあっては設置完了年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

様式第10（第11条関係）

令和 第年 月 号
号日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
()

) 注2

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 完了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))を完了(中止・廃止)しましたので、令和5年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(以下「交付規程」という。)第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金	円 (令和 年 月 日 第 号)
充電設備 金	円 (令和 年 月 日 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)	

2 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績

様式第10(その2の1)及び(その2の2)に記載のとおり

3 補助事業の実績期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 添付資料

- (1) 補助事業の実績状況及び補助金の経費収支実績 様式第10(その2の1)、(その2の2)
- (2) 交付規程別紙2の2(1)~(4)に記載の書類
- (3) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの。)
(リースの場合に限る)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合(貸渡し先等)に記載すること。

様式第10（その2の1）

商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（車両）

リースを利用する場合 等の補助対象車両使用 者 (貸渡し先等)	氏名又は名称： 住所：
補助対象車両 *該当する区分に○を 付す。	登録番号： 車台番号： 車名 ^{注1} ： 通称名 ^{注1} ： 型式 ^{注1} ： 車両の種類* ^{注5} ： BEV PHEV FCV 区分*： タクシー バス 台数 ^{注2} ： 抵当権の有無： 有 無
所要経費	金額
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） ^{注3}	円
(2) 寄付金、補助金その他の収入	円
(3) 補助対象経費支出予定額((1)-(2))	円
(4) 基準額 ^{注4}	円
(5) 補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額（算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとする。）	円
(6) 補助金交付決定額 ((5)と同額を記載すること)	円
(7) 補助金交付確定額 ((6) × 台数)	円

注1 交付規程別表注1に規定する車両情報の登録を行っている車名、通称名、型式を記載すること。

注2 車名、型式、及び種類が同じ車両の申請台数を記載する。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分について、補助対象としない。また、バス（電気自動車）の改造にあっては、補助対象となる動力構造の変更に係る改造費（材料費及び労務費）を記載すること。なお、交付決定にあたり交付規程第8条第1項第二号の規定に基づく条件が付されている場合は、一般的な競争に付した結果による額（同号ただし書きの規定により指名競争又は随意契約によった場合においては、その額）を記載する。

注4 基準額については補助対象車両一覧にて確認すること。また、バス（電気自動車）の改造については、(1)欄の額に2/3を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)を記載する。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。

注5 BEVは電気自動車、PHEVはプラグインハイブリッド自動車、FCVは燃料電池自動車とする。

様式第10（その2の2）

商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（充電設備等）

充電設備	メーカー名 ^{注1} :			
	型 式 ^{注1} :			
	製造番号 ^{注1} :			
	出力電力 ^{注1} : kW (口数: 台 数: 台)			
	対象機器 ^{注2} :	急速充電 普通充電 V2H・外部給電器 高圧受電設備		
所要経費	金額			
(1)-1 補助対象経費 (充電設備・1台あたり) ^{注3}	急速充電			円
	普通充電			円
	V2H・外部給電器			円
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入				円
(3)-1 補助対象経費支出額(「(1)-1」-「(2)-1」)				円
(4)-1 機器上限額 ^{注4}				円
(5)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-1 と(4)-1 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)				円
(6)-1 補助金交付申請額・充電設備((5)-1×台数)				円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}				円
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入				円
(3)-2 補助対象経費支出額(「(1)-2」-「(2)-2」)				円
(4)-2 工事費上限額 ^{注4}				円
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)				円
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2と同額を記載すること)				円
(7) 補助金交付申請額・充電設備、工事費(「(6)-1」+「(6)-2」)				円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙1の1-3により算定した額とする。ただし、(4)-1については補助対象充電設備一覧の上限額を記載。また、(4)-2については公募要領4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額を記載。

＊ 充電設備の種類が変わるのは、種類ごとに用紙を分けて記載すること。また、高圧受電設備の記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載すること。

第
令和 年 月 号
年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() ^{注2}

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) 年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) の令和5年度における実績について、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス)) 交付規程（以下「交付規程」という。）第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金	円	(令和 年 月 日)				
充電設備 金	円	(令和 年 月 日)	(うち消費税及び地方消費税相当額 円)			

2 補助事業の実施状況^{注3}

3 補助金の経費所要額実績

様式第11（その2）のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

注3 交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき公益財団法人 日本自動車輸送技術協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

様式第11(その2)

経費所要額実績

(単位:円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1)-(3)	(6)補助金 所要額 (2)-(4)

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 （商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付額確定通知書

補助事業者

（ ）注

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定した脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））については令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和6年3月8日輸技協事第5-16号）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額

導入車両 金	円
（登録番号： ）	車台番号：
充電設備 金	円
（型式： ）	製造番号：
確 定 額 合 計 額 金	円

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 内藤政彦

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

様式第13（第13条関係）

令和 第年月号日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤政彦 殿補助申請者^{注1} 住所〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
()

) 注2

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 精算払請求書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で（交付決定通知兼）交付額確定の通知を受けた脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））の精算払を受けたいので、令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額	(導入車両)	金	円
	(充電設備)	金	円
	請求額合計	金	円
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ		
	氏名		
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行		支店
	金庫 組合		
*該當に○を付す。 その他 ()			
4. 預金種別	当座預金	・	普通預金
*いづれかに○を付す。			
5. 口座番号			

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）	
	住所 〒 -	
	電話番号	
	Eメールアドレス @	

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

注2 申請者と使用者が違う場合（貸渡し先等）に記載すること。

第 号
令和 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助申請者^{注1} 住 所 〒
 氏名又は名称
 代表者役職・氏名
 ()

) 注2

令和5年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
 (商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))令和5年度事業報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環タバ第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー))による二酸化炭素排出削減効果について、令和5年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(以下「交付規程」という。)第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 令和 年度二酸化炭素排出削減効果に係る実績について

補助対象車両 (車両の種類(BEV、PHEV、FCV)、登録番号)	令和 年度走行距離 (km)

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 補助事業者と使用者(貸渡し先等)が違う場合に記載すること。

1 交付申請書の添付資料

- (1) 提出資料一覧
- (2) 様式第1（その2の1）、（その2の2）、（その3の1）及び（その3の2）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 申請者の事業内容等を確認できる書類
 - ① 法人である場合にあっては現在事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ② 個人事業者である場合は、住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または自動車運転免許証の写し
- (5) 自動車購入契約書（納車予定日を明記しているもの）の写し（リース以外の場合に限る）
- (6) 自動車賃貸借契約書（貸渡し開始日を明記しているもの）（契約締結前の場合は契約予定者、対象物品及び貸渡し開始予定日等必要事項が記載された契約書案）の写し（リースの場合に限る）
- (7) リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）（リースの場合に限る）
- (8) 様式第1（その4の1）又は（その4の2）（国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書）
- (9) 充電設備の申請をする場合は、それらに係る書類等

2 交付申請書兼完了実績報告書の添付資料

- 1 (1)～(4)、(7)及び(8)に掲げる資料に加えて、以下を添付するものとする。
- (1) 補助対象経費に係る請求書の写し
 - (2) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）の写し
 - (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し）
 - (4) 自動車賃貸借契約書の写し（リースの場合に限る）